

次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会傍聴要領
（趣旨）

第1条 この要領は、次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 傍聴の定員数は6人とし、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ座長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、座長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、会議において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第7条 審議会は、傍聴人に会議資料を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月27日から施行する。

傍 聴 券

次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会

- 注1 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。
- 2 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。